○財務省告示第百九十七号

中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月二十二日

財務大臣　加藤　勝信

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

名称	住所
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目六番一号
日本冶金工業株式会社	東京都中央区京橋一丁目五番八号
ナス鋼帯株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目一番一号
日本金属株式会社	東京都港区芝五丁目二十九番十一号

二　法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名　ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板

(二)　銘柄及び型式　冷間圧延をしたステンレス鋼のフラットロール製品（ニッケルの含有量が全重量の〇・六％を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないか、厚さ、幅及び形状を問わず、めつきし、被覆し、クラッドし又は製品に対する最終加工を経た後であっても製品の表面に孔を開けてあるものを除く。）。商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第七二一九・三一号、第七二一九・三二号、第七二一九・三三号、第七二一九・三四号、第七二一九・三五号、第七二一九・九〇号、第七二二〇・二〇号又は第七二二〇・九〇号に分類される。

(三)　特徴　鉄に一〇・五％以上のクロムを含有した合金鋼であり、耐食性等、鋼自体が持つ機能性と製造方法からくる美麗で清潔感ある意匠性を兼備する点に特徴があり、様々な需要分野で使用される鋼である。

三　調査対象貨物の供給者及び供給国又は地域

(一)　供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）　別表のとおり

(二)　供給国又は地域　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）

四　調査を開始する年月日　令和七年七月二十二日

五　調査の対象となる期間

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　令和四年一月一日から令和六年十二月三十一日まで

六　調査の対象となる事項の概要

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ　調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ　調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ　調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ　不当廉売された調査対象貨物の輸入量

ロ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

七　申請者の主張の概要

(一)　申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は五十パーセント超である。

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

イ　正常価格について、中国から輸出される調査対象貨物については中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における調査対象貨物と同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を採用した。台湾から輸出される調査対象貨物については当該調査対象貨物の生産費に台湾で生産された当該調査対象貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を採用した。

ロ　本邦向け輸出価格については、調査対象貨物に係る本邦の輸入通関価格から海上輸送費等を控除して算定した。

ハ　イ及びロにより、中国又は台湾を供給国とする調査対象貨物に係る令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日までの不当廉売差額率（不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したものをいう。）を算出すると、中国を供給国とするものについては二十パーセントから五十パーセントの間となり、台湾を供給国とするものについては三パーセントから二十パーセントの間となる。

(三)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ　調査対象貨物の輸入量は、令和四年から令和六年までの間に、中国から輸出された調査対象貨物は五万三千七百六十七トンから七万五千四百八十一トンに増加し、台湾から輸出された調査対象貨物は五万二千三百七トンから四万七千九百三十二トンに減少したものの、同期間において、国内需要量に占める当該輸入量の割合はそれぞれ上昇した。

ロ　調査対象貨物の国内販売価格は、令和四年から令和六年までを通じて本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を大幅に下回っており、その結果、国内需要家が当該同種の貨物から調査対象貨物に切り替えを進めたことで当該同種の貨物の国内販売量が大幅に減少し、また、値下げを余儀なくされ、本邦の産業は製造原価の上昇に見合った価格設定を妨げられた。

ハ　イ及びロにより、営業利益が減少するなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。

ニ　さらに、中国国内の生産能力は増加傾向にあり、台湾国内の生産能力は安定的に推移しているところ、いずれも十分な余剰生産能力を有しているだけでなく、既に調査対象貨物の在庫を大量に保有している。また、世界的にも主要な市場である米国、ＥＵ及び韓国等では、既に調査対象貨物と同種の貨物に不当廉売関税を課しているため、中国及び台湾としてもこれらの国又は地域に対する輸出の拡大が困難な状況である一方、本邦の市況価格は近隣の中国、台湾及び韓国よりも高いことから、調査対象貨物の輸入量は今後も増加する可能性が高い。

ホ　調査対象貨物の国内販売価格は、令和四年から令和六年までを通じて下落傾向が続いており、今後も下落傾向が続き、その価格圧力により本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の価格も引下げを余儀なくされることが想定される。

ヘ　ニ及びホにより、保護的措置がとられない限り、追加的な不当廉売輸入による実質的な損害が生じるおそれがある。